



目次	
3	1
納税について……………4面	市民税・県民税について……………1・2面
	2
	固定資産税・都市計画税について……………3面

市民の皆さんが安心して豊かな生活を送るために、市では福祉、衛生、教育、土木、消防など日常生活に密接する様々なサービスや事業を行っています。そして、このための費用には皆さんに納めていただく税金が充てられます。

市税は、お互いに支えあうまちづくりの実現のためになくてはならない「会費」のような存在です。この税特集号ではそんな市税の情報を皆さんにお伝えしていきます。この機会に是非、税金について改めて考えてみましょう！

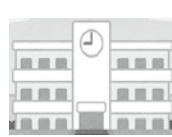
申告や納付など、税金に関する手続きは忘れずに行いましょう！



税金が使われている身近なものの例



ごみ処理費



教育費



土木費



消防費



僕たちの生活に
欠かせないもの
ばかりだね！



その通り！
だからこそ、正しく
税金を納める必要
があるね。

◆市民税・県民税について

問 市民税課 個人課税係 ☎048-922-1042

個人の市民税・県民税は、毎年1月1日現在で草加市に居住している個人に対して前年中の所得をもとに課税されます。

そのため、前年中に収入があった人は、次の【市民税・県民税の申告をする必要がない人】を除いて原則申告が必要です。

【市民税・県民税の申告をする必要がない人】

次の①～③にあてはまる人は市民税・県民税の申告は必要ありません。

- ①所得税の確定申告をする人・した人
 - ②前年中、給与以外に収入が無く、給与支払報告書が勤務先から市役所に提出されている人
 - ③前年中、公的年金等以外に収入が無く、公的年金等支払報告書が支払先から市役所に提出されている人
- ※ただし、所得控除を追加する場合は申告が必要です。

※前年中に収入が無かった人は、義務ではありませんが、収入が無かったという内容の市民税・県民税の申告をしていただくとは非課税証明書の申請ができるようになるほか、一部の行政サービスに影響がある場合があるため、申告をご案内しています。

給与支払報告書とは？

会社や個人事業主が給与の支払をした場合、翌年の1月31日までに市区町村に提出する義務がある支払金額等を記載した書類です。

まれに提出されていない場合もありますので、給与支払報告書を市役所に提出しているかどうかは、勤務先にご確認ください。



■所得税の申告が必要な方は、確定申告をしてください。確定申告が必要かどうかについては、川口税務署（☎048-252-5141）までお問い合わせください。

■公的年金収入等があった人は、次ページのフローチャート「年金収入がある方へ～私は申告するの？しないの？～」で申告が必要かどうかをより詳しく確認できます。

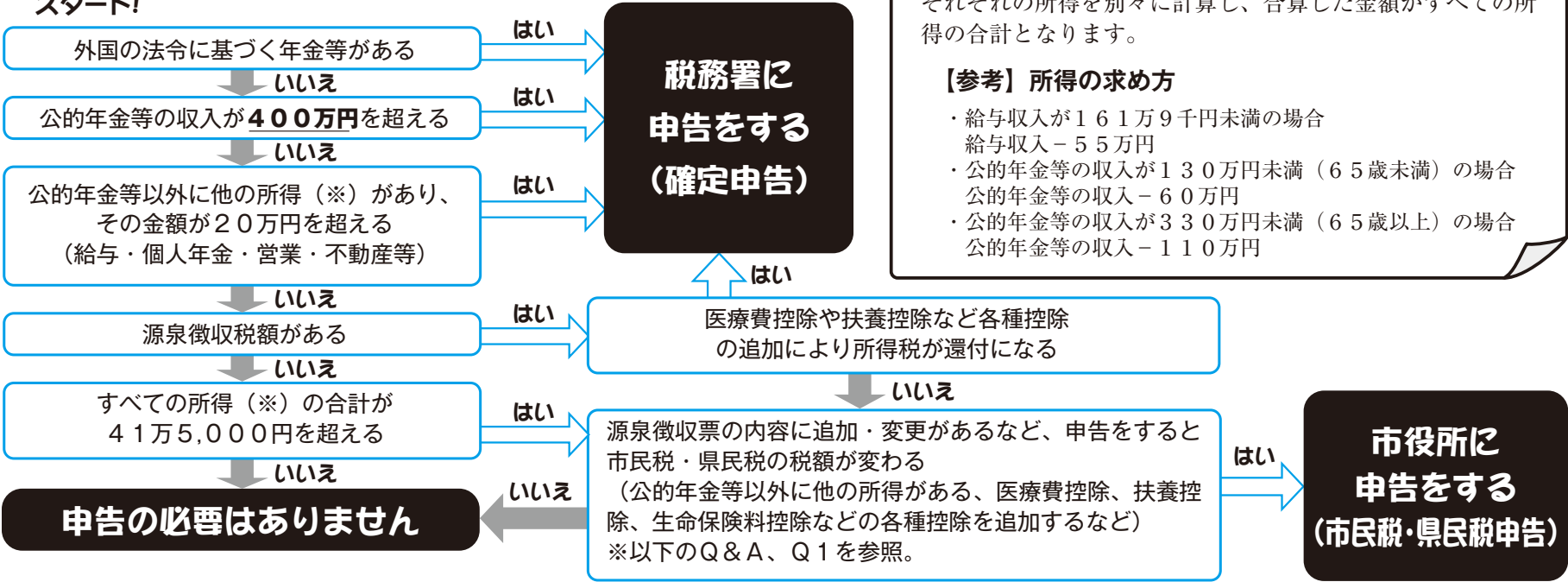
◆市民税・県民税について

☎ 市民税課 個人課税係 ☎043-922-1042



年金収入がある方へ
～私は申告するの？しないの？～

スタート!



※所得とは？

収入から必要経費を引いた残りの金額のことです(給与や公的年金等の場合は、決められた計算式により求めます)。それぞれの所得を別々に計算し、合算した金額がすべての所得の合計となります。

【参考】所得の求め方

- ・給与収入が161万9千円未満の場合
給与収入－55万円
- ・公的年金等の収入が130万円未満(65歳未満)の場合
公的年金等の収入－60万円
- ・公的年金等の収入が330万円未満(65歳以上)の場合
公的年金等の収入－110万円

- 障害年金・遺族年金は非課税所得のため、所得税、市民税・県民税を計算するうえでの収入には含まませんが、前年中、障害年金・遺族年金以外に収入が無かった方でも一部の行政サービスに影響する場合があるため、市民税・県民税の申告をご案内しています。
- 繰越控除の適用を受ける場合などは、所得税の確定申告が必要です。
- 確定申告を行った場合は市民税・県民税申告を行う必要はありません。

Q&Aコーナー

Q1. 公的年金等の収入が400万円以下で、他の所得が20万円以下である場合には、所得税の確定申告書の提出は不要ですか？

A1. この場合、所得税の確定申告書の提出は不要ですが、所得税の還付を受けられる場合などは、確定申告書の提出が必要です。確定申告書の提出が不要な方でも、年金の源泉徴収票に記載されていない社会保険料や生命保険料などの控除を追加する場合、また、公的年金等以外の所得が20万円以下でも、市民税・県民税に影響がある場合、市民税・県民税の申告を行う必要があります。

Q2. 令和3年度から適用される市民税・県民税の税制改正について教えてください。

A2. 主な改正点は以下のとおりです。詳細は草加市ホームページ「令和3年度から適用される市民税・県民税の税制改正」をご覧ください。

ひとり親控除・寡婦控除

	現行	改正後	
		合計所得金額	改正後
基礎控除 …全ての人	33(※38)万円	2,400万円以下	43(※48)万円
		2,400万円超2,450万円以下	29(※32)万円
		2,450万円超2,500万円以下	15(※16)万円
		2,500万円超	適用なし
給与所得控除 …給料・アルバイト・パート収入のある人	収入に応じて計算が異なります。詳細は草加市ホームページをご覧ください。 上限額が適用される給与(年収) 1,000万円 上限額 220万円	給与所得控除額(給与収入から引いて所得を計算)を一律 10万円引下げ 上限額が適用される給与(年収) 850万円 上限額 195万円	
公的年金等控除 …公的年金収入のある人	収入に応じて計算が異なります。詳細は草加市ホームページをご覧ください。	公的年金等控除額(年金収入から引いて所得を計算)を一律 10万円引下げ 年金収入が1,000万円を超える人や公的年金等以外の合計所得金額が1,000万円を超える人は上記に加え改正があります。	
扶養控除 …扶養している家族がいる人	合計所得金額要件 38万円以下 ※給与収入では103万円以下	合計所得金額要件 48万円以下 ※給与収入では103万円以下に変わりはありません	
配偶者控除 …配偶者がいる人	《配偶者控除》 合計所得金額要件 38万円以下 ※給与収入では103万円以下 【配偶者特別控除】 合計所得金額要件 38万円超123万円以下 ※給与収入では103万円超201万円以下	《配偶者控除》 合計所得金額要件 48万円以下 ※給与収入では103万円以下に変わりはありません 【配偶者特別控除】 合計所得金額要件 48万円超133万円以下 ※給与収入では103万円超201万円以下に変わりはありません	

配偶関係		死別		離別		未婚のひとり親	
合計所得金額		500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超
本人が女性	子	30(※35)万円	26(※27)万円 ↓ 0円	30(※35)万円	26(※27)万円 ↓ 0円	0円 ↓ 30(※35)万円	—
	子以外	26(※27)万円	26(※27)万円 ↓ 0円	26(※27)万円	26(※27)万円 ↓ 0円	—	—
	無	26(※27)万円	—	—	—	—	—

配偶関係		死別		離別		未婚のひとり親	
合計所得金額		500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超
本人が男性	子	26(※27)万円 ↓ 30(※35)万円	—	26(※27)万円 ↓ 30(※35)万円	—	0円 ↓ 30(※35)万円	—
	子以外	—	—	—	—	—	—
	無	—	—	—	—	—	—

ひとり親控除の創設

すべてのひとり親に対して公平な税制支援を行う観点から、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を同じとする子(総所得金額等が48万円以下)を有する単身者に対して、同一の「ひとり親控除」が適用されます。ひとり親控除・寡婦控除のいずれについても、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」などの記載がある方は対象外となります。

◆固定資産税・都市計画税について

問 資産税課 土地係 ☎048-922-1081 償却資産係 ☎048-922-1068
家屋係 ☎048-922-1092

固定資産税

固定資産税とは、毎年1月1日（賦課期日）現在の土地・家屋・償却資産の所有者が、それらの固定資産の価格をもとに算定された税額を市に納める税金です。



都市計画税

都市計画税とは、都市計画事業（道路・公園・下水道等の整備）または土地区画整理事業に要する費用に充てることを目的として課税されるもので、市街化区域内にある土地・家屋の所有者が市に納める税金です。

償却資産

工場・商店等の経営や駐車場・アパートの貸し付け等をしている会社や個人が、事業のために用いる構築物・機械・備品等を償却資産といい、固定資産税の課税対象となります。

なお、償却資産の取得価額から算出される課税標準額が150万円未満の場合は課税されません。また、償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の状況の申告が必要です。

固定資産税・都市計画税の納税通知書は、毎年5月の連休明けに発送予定です。

- ✓「納税通知書」には、所在地、評価額、課税標準額、税率、税額、納期限、納付場所などが記載されています。
- ✓お問い合わせの際は、「納税通知書」の表紙に記載されている通知書番号をお伝えいただくとスムーズです。



令和3年度は「評価替え」の年です！

土地・家屋の評価額は、3年ごとに見直しを行っています。
これに伴い、昨年度までの税額から変わる可能性があります。

土 地

土地の固定資産税は、その土地の有する価値、すなわち「適正な時価」を課税標準として課しています。本来であれば、毎年の「適正な時価」を反映させた評価額をもとに課税標準額を決め、固定資産税を算出する必要があります。

しかし、膨大にある土地の筆数を毎年評価替えることは困難であり、課税事務の簡素化を図り、徴税コストを最小に抑えるため、3年ごとに評価額を見直す制度になっています。基本的に、評価替え年度以外の年度は評価額が据え置かれます。

土地の評価替えでは、評価額を算出する上で、必要となる固定資産税の路線価（道路の価格）を見直します。その後、道路に接している土地の評価額を形状や使い方によって決定します。

なお、令和3年度税制改正により上記の事項が変更になることがあります。

家 屋

既存家屋の評価は、評価時点において同一の家屋を新築する場合に必要とされる建築費（再建築価格）に「経過年数に応じた減価率」と、「建築資材の物価の変動割合」を反映して評価額を計算します。

なお、評価計算を行って求めた評価額が前年の評価額よりも高くなった場合は、前年の評価額に据え置かれます。

新增築家屋の評価は、市の職員が現地に伺い、家屋に使用されている資材・設備等を調査します。調査した内容は、国が示す「固定資産評価基準」に基づいて評価計算を行います。

また、この基準は3年に1度の評価替えの年度に改正されるため、同じ家屋を建てたとしても、建築年によって評価額が異なる場合があります。



よくあるご相談

- Q. 令和2年10月に住宅を取り壊し、駐車場にしたところ、令和3年度分の固定資産税が高くなったのはなぜですか？**
A. 固定資産税は、1月1日現在の土地の利用状況により課税が決まります。土地の上に一定の要件を満たす住宅があれば、「住宅用地に対する課税標準の特例」で税額が減額されます。しかし、住宅が取り壊され、令和3年1月1日現在住宅がない場合は特例が受けられないため、税額が高くなったものです。
- Q. 令和2年12月に土地と家屋を売買契約を締結し、令和3年2月に所有権移転登記をしましたが、5月に納税通知書が届いたのはなぜですか？**
A. 地方税法の規定により、1月1日現在の登記簿に記載されている所有者にその年度の納税義務があります。1月2日以降に所有権移転登記をしたり、家屋を取り壊した場合でも、令和3年度の固定資産税は1月1日現在の所有者であるあなた（売主）が納税義務者となります。なお、売買の場合、契約上売主と買主の間で月割り・日割り按分等によりそれぞれ固定資産税を負担することもあるようですが、月数計算の始期については、固定資産税は年税であるため特に定められていません。
- Q. 平成29年に木造の住宅を新築しましたが、令和3年度分の税額が高くなったのはなぜですか？**
A. 新築の住宅について、一定の要件に該当する場合、新たに固定資産税が課税されることとなった年度から3年度分（長期優良住宅の認定を受けた住宅等については5年度分）に限り税額が2分の1に軽減されています。この期間が終了し、本来の税額に戻ったためです。
- Q. 未登記の家屋を令和2年10月に取り壊しましたが、どのような手続きが必要になりますか？**
A. 未登記の家屋を取り壊した場合は、課税取り消しを行うための滅失届の提出が必要です。
なお、取り壊しに限らず、未登記の家屋を新築・増築した場合、または相続や売買等により所有者が変更となる場合も、届出が必要です。（未登記の物件かどうか分からない場合は、課税明細書に記載されていますのでご確認ください。）
- Q. 土地・家屋の所有者が亡くなり、相続が発生した場合、どのような手続きが必要になりますか？**
A. 相続が発生した場合、法務局（登記所）で相続登記の手続きが必要となります。相続登記されると、次年度から新たな所有者へ納税通知書が送付されます。
相続登記の手続きには、複数の提出書類がありますので、詳しくは法務局（登記所）へお問い合わせください。
すぐに相続登記ができない場合については「相続人代表者指定届」の提出が必要となります。
なお、相続登記を永年放置すると、その間にさらなる相続が発生して権利関係が複雑になり、登記の手続きが難しくなる場合がありますのでご注意ください。

※上記の件についてのお問い合わせは、資産税課までお願いいたします。



◆納税について

問 《納税課》 納付について
☎048-922-1098

相談について ☎048-922-1124
☎048-922-1126

納め忘れ防止！納税は口座振替がおすすめです

◇ 納税は安心・安全・確実な口座振替で

【申込方法】

納付書に記載された金融機関の窓口で、口座振替依頼書に所定の事項を記入・押印してください。

【申込に必要なもの】

納税通知書、預貯金通帳、口座届出印、口座振替依頼書

※「口座振替依頼書」は納税通知書に添付されています。納税課・サービスセンター・市内の指定金融機関窓口にもご用意しています。

■各期の納期40日前（依頼書が市に到着したもの）までに申し込むと、その納期から利用できます。

◇ キャッシュカードがあれば口座届出印がなくても申し込みができます

【申込方法】

申込用紙記入→キャッシュカード読み込み→暗証番号入力→申込完了

【申込場所】

納税課、谷塚・松原・新田サービスセンター、保険年金課
※保険年金課は国民健康保険税（普通徴収）のみの取り扱い

【申込に必要なもの】

申込者本人のキャッシュカード、本人確認ができるもの
（一部ご利用いただけないカードがあります。詳細については発行元の金融機関へお問い合わせください。取扱金融機関については、納税課まで。）

■申込から、口座振替開始まで約1カ月かかります。



ますます便利に！スマホで市税等が納付できます ※領収書は発行されません

スマホ決済アプリ「LINE Pay(ラインペイ)」「PayPay(ペイペイ)」「PayB(ペイビー)」をダウンロードし、納付書のバーコードを読み取ること、市税等を納付することができます。

■納期限または使用期限の過ぎた納付書は使用できません。

■領収書が発行されない代わりにアプリ内で納付確認ができます。領収書が必要な方は、市役所、サービスセンター、金融機関、コンビニエンスストア等で納付してください。

■納付後、市が収納確認できるまで2週間ほどかかる場合があります。急ぎで納税証明書が必要な方は、市役所や金融機関、コンビニエンスストア等で納付して、納税証明書の申請時に領収書を持参してください。

■各アプリの使い方については、次の問い合わせ先まで。

・LINE Pay公式Webサイトの問い合わせフォーム<https://contact-cc.line.me/detailId/12484>（電話での問い合わせ不可）
・PayPayカスタマーサポート窓口：TEL 0120-990-634（365日24時間受付）
・PayBユーザーサポートセンター：TEL 03-6457-9459（365日24時間受付）



アプリのダウンロードはこちらから



お近くのコンビニでも納付できます！

■納税通知書に同封されている納付書（バーコード付き）を切り離さずにコンビニのレジカウンターにお出ください。
納付が終わったら領収書を受け取ってください。

※納期限または使用期限を過ぎるとコンビニでは納付できません。
納付書に記載された金融機関または市役所の窓口で納付してください（延滞金が発生する場合があります）。



水曜日夜間・日曜日午前中も開いています

平日の昼間に来庁するのが難しい方のために、毎週水曜日（夜間）と日曜日（午前中）に納税課の窓口を開設しています。

【水曜日】8:30~21:00（祝日・年末年始を除く 緊急事態宣言中は20:00まで）
【日曜日】9:00~12:30（年末年始を除く）

■納税課の窓口でできること:市税等の納付、納税相談、納税証明書発行等

※納税相談は業務終了30分前までにお越しください。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、開庁時間を変更する場合があります。

市税等の納期スケジュール

令和3年度の納期のスケジュールは以下のとおりです。
納付忘れのないようご注意ください。

令和3年度 草加市 市税等納期カレンダー

納期限 税目	令和3年								令和4年	
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
	5/31(月)	6/30(水)	8/2(月)	8/31(火)	9/30(木)	11/1(月)	11/30(火)	令和4年 1/4(火)	1/31(月)	2/28(月)
市民税・県民税 (普通徴収)		1期		2期		3期			4期	
固定資産税・ 都市計画税	1期		2期					3期		4期
軽自動車税 (種別割)	全期									
国民健康保険税 (普通徴収)		1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期

納税コールセンター
からのご案内



草加市では市税等を納期限までに納付されていない方に対して、電話による納付の呼びかけを行っております。

なお、納税コールセンターが口座を指定して振込みを求めたり、金融機関でATMの操作を指示することはありません。

市役所納税課や納税コールセンターをかたった電話にご注意ください。

納税相談を実施しています

納期限までに納付が困難な方には、納税相談をご案内しています。ご希望の場合は、納税義務者本人もしくは同一世帯のご家族が市役所納税課窓口までお越しください。

納税せず放置されますと「財産の差押(滞納処分)」を受けることがあります

財産とは

給与・年金

売掛金

預貯金

不動産

生命保険

等です



納期限を過ぎると「延滞金」が加算されます

【令和3年の延滞金の割合年8.8%（※納期限後1か月間は年2.5%）】

5万円を1年間滞納した場合 ⇒ 4,100円
10万円を1年間滞納した場合 ⇒ 8,200円
50万円を1年間滞納した場合 ⇒ 41,300円
100万円を1年間滞納した場合 ⇒ 82,600円（※金額は目安です）

納税猶予（徴収猶予・換価の猶予）・延滞金減免制度を設けています

災害、病気やけが等の一定の要件に該当し、市税等を一時に納付することができないとき、その事実を証明する書類等を添えて申請することにより、納税の猶予が認められる場合があります。

納税の猶予が認められた場合、分割納付が可能となり、延滞金が減免される場合があります。なお、猶予期間は原則1年までで、延滞金減免の割合は、納付できない事情に応じて異なります。

■「納税の誠意」について

税金は、他の支払いより優先して納めるものです。市税等を優先的に納付しなければならないと認識していることを「納税の誠意」があるといいます。

「納税の誠意」があり、これまでに滞納がなく、納付できなくなった原因が病気やけがなどの一定の要件に該当する方は、延滞金が減免される場合があります。

なお、換価の猶予・延滞金減免制度は、これまでに滞納がある方や「納税の誠意」が無い方は対象になりません。

※新型コロナウイルスの影響を受けて、徴収猶予の「特例制度」により、1年間地方税の徴収の猶予を受けている方につきましては、改めて納税課から交付された納付書を使用し、期限内に必ず納付してください。猶予期間経過後に滞納状況が継続している場合には、督促状送後、財産の差押（滞納処分）を受けることがありますのでご注意ください。